



高齢者の方にデマンドバス「おでかけ号利用券」を交付します

電車・バス等の交通機関を利用することが困難な高齢者の方に対して、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス「おでかけ号利用券」を交付しています。

平成29年度分の利用券を次のとおり交付します。(平成28年度に申請された方も、今回申請が必要になります。)

また、4月以降、平成28年度の利用券はご利用いただけなくなりしますので、ご注意ください。

■利用対象者

・下野市おでかけ号利用登録者(未登録の方は申請時に受付します。)

・平成30年3月31日において満75歳以上となる方

■交付枚数

利用者1人に対し利用券10枚を交付します。

※乗車1回につき利用券1枚を使用します。

■有効期限

平成30年3月31日まで。

※「おでかけ号利用券」の交付は年1回となります。

■申請場所

・高齢福祉課(市庁舎1階)
・包括支援センターこくぶんじ(ゆうゆう館内)
・包括支援センターいしばし(特養いしばし館内)

・包括支援センターみなみかわち(南河内児童館内)

※4月からは、特養にらわの郷館内。

■申請方法

印鑑、下野市おでかけ号登録証、身分証明書(年齢が確認できるもの)をご持参ください。

※代理申請も可能です。その際は、代理者の印鑑もあわせて持参ください。

■申請受付開始

3月21日(火)
※利用開始は4月1日からになります。

■利用券の交付

申請内容を審査した後、郵送にて交付します。

■問い合わせ先

高齢福祉課 ☎(32) 8904



未就学児を持つ保護者の方にデマンドバス「おでかけ号」利用券を交付します

子育て世帯の外出を支援するため、未就学児を持つ保護者の方に「デマンドバス利用券」を交付しています。

平成29年度分の申請を3月21日(火)から受け付けます。

(平成28年度に申請された方も改めて申請が必要です。ご注意ください。)

■交付対象者

市内に住所を有し、未就学児を持つ保護者の方で、下野市デマンドバス利用登録証をお持ちの方

※利用券の交付を申請するには、事前にデマンドバスの利用登録が必要となります。

■交付枚数

1世帯につき利用券を10枚交付します。

■申請受付開始日

3月21日(火)

※利用開始は4月1日からになります。

■申請方法

印鑑と下野市デマンドバス利用登録証をお持ちのうえ、こども福祉課窓口までお越し

ください。

※利用券は後日郵送します。で、ご利用希望日の1週間前までに申請してください。

■ご利用にあたって

・利用券は、未就学児の保護者(申請者及び申請者と同じ世帯の方に限ります。)が、未就学児とともにデマンドバスを利用する場合にのみ使用することができません。

・複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要です。

・未就学児は無料のため利用券は不要です。ただし、未就学児が乗車するには保護者の同伴が必要です。

・利用券は再交付することができませんので、大切に保管してください。

・利用券の有効期限は平成30年3月31日までです。利用券の交付申請は毎年度必要です。
※4月以降、平成28年度の利用券はご利用いただけませんので、ご注意ください。

■問い合わせ先

こども福祉課
☎(32) 8903

臨時福祉給付金(経済対策分)の支給の準備をすすめています

消費税の引き上げに伴う負担を緩和するため、所得の低い方に「臨時福祉給付金」(経済対策分)を支給します。

なお、この給付金の支給対象者となる方は、平成28年度臨時福祉給付金対象者です。

基準日に市内に住民登録がない方は、住民登録されていた市町村で申請の受付をすることになります。

■対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者

■支給額

一人につき15,000円

■申請受付スケジュール

支給対象になり得る方には、4月上旬頃に「通知書」を送付させていただきます。

■問い合わせ先

社会福祉課
☎(32) 8899